別表（第４条、第６条関係）

違反の内容	根拠条項	処分の内容	参考(司法処分)
不正手段による登録	法第 21 条第１項第２号	登録の取消し	3 年以下の拘禁刑若しくは 300 万円以下の罰金、又はこれを併科
名義貸等禁止違反	法第 18 条	登録の取消し	3 年以下の拘禁刑若しくは 300 万円以下の罰金、又はこれを併科
業務改善命令違反（利用者の安全に係るものに限る。）	法第 20 条	登録の取消し	1 年以下の拘禁刑若しくは 150 万円以下の罰金、又はこれを併科
事業停止命令違反	法第 21 条第１項	登録の取消し	1 年以下の拘禁刑若しくは 150 万円以下の罰金、又はこれを併科
登録拒否要件に該当(法第６条第１項第２号又は第８号から第 13 号まで)	法第 21 条第１項第３号	登録の取消し	
登録事項変更の届出義務違反・虚偽の届出	法第７条第１項	事業停止 30 日	100 万円以下の罰金
業務規程変更の届出義務違反・虚偽の届出	法第８条	事業停止 30 日	100 万円以下の罰金
遊漁船業務主任者の選任等義務違反	法第 12 条	業務停止 60 日	100 万円以下の罰金
業務改善命令違反（利用者の安全に係るものを除く。）	法第 20 条	事業停止 60 日	100 万円以下の罰金
報告・立入検査拒否等	法第 29 条第１項	事業停止 60 日	100 万円以下の罰金
登録拒否要件に該当(法第６条第１項第 14 号から第 16 号まで)	法第 21 条第１項第３号	事業停止 60 日	
利用者名簿の備置き等義務違反	法第 15 条	業務改善命令	30 万円以下の罰金
標識の掲示等義務違反	法第 17 条第１項	業務改善命令	30 万円以下の罰金

事故の報告義務違反	法第 19 条	業務改善命令	50 万円以下の過料
利用者の安全及び利益に関する情報の公表義務違反	法第 23 条	業務改善命令	50 万円以下の過料
遊漁船業務主任者等の義務違反	法第 13 条	業務改善命令	
気象情報の収集等義務違反	法第 14 条	業務改善命令	
水産動植物の採捕に関する制限等の周知義務違反	法第 16 条	業務改善命令	
利用者の安全若しくは利益又は漁場の安定的利用を害する事実があると認めるとき。	法第 20 条	業務改善命令	
遊漁船業団体の財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるとき。	法第 26 条	改善命令	
遊漁船団体に対する改善命令違反	法第 27 条	指定の取消し	